

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度

2025 年

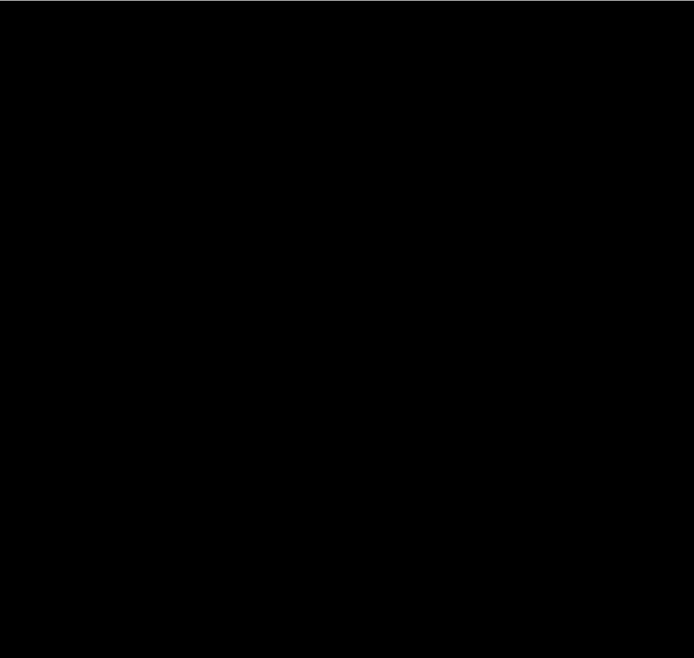
年度回数

1

回/次

回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことに
より、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般財団法人世田谷コミュニティ財団

団体代表者 役職・氏名

代表理事 福永順彦

分類

法人番号

1010905003582

団体コード

申請団体の住所

東京都世田谷区若林4-25-14コーナートラビル2F

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアムを構成する。
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

- 4.コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報					
申請団体					
資金分配団体					
資金分配団体	事業名（主）	経済的困窮家庭や不登校などの子ども・若者の体験格差解消のための地域ネットワークづくり			
	事業名（副）				
	団体名	一般財団法人世田谷コミュニティ財団	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		①草の根活動支援事業			
事業の種類2		①-2地域ブロック			
事業の種類3		関東ブロック（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、東京、山梨）			
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野		
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
	○ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
	○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援	
	⑨ その他	
	○ (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	④ 働くことが困難な人への支援
		○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
		⑥ 女性の経済的自立への支援
		⑨ その他
		○ (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援		
⑨ その他		
その他の解決すべき社会の課題		

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	ひとり親家庭・経済的困窮・虐待・不登校・ヤングケアラーなど困難な状態にある子どもや社会養護施設出身者が地域社会で孤立せずに、必要な行政の支援や保護にアクセスできるようにする必要がある。
4.質の高い教育をみんなに	4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	ひとり親家庭・経済的困窮・虐待・不登校・ヤングケアラーなど困難な状態にある子どもや社会養護施設出身者は、学習や文化・スポーツ、社会教育の体験機会が少ないため、地域社会の支援により多様な地域社会資源にアクセスし、体験を得る必要がある。
10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	ひとり親家庭・経済的困窮・虐待・不登校・ヤングケアラーなど困難な状態にある子どもや社会養護施設出身者が、どのような出自や特性であっても地域の社会資源にアクセスできる必要がある。

11.住み続けられるまちづくりを	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	ひとり親家庭・経済的困窮・虐待・不登校・ヤングケアラーなど困難な状態にある子どもや社会養護施設出身者が、地域での居場所や役割を獲得し、社会で包摂されていることを実感する必要がある。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	ひとり親家庭・経済的困窮・虐待・不登校・ヤングケアラーなど困難な状態にある子どもや社会養護施設出身者は複数の課題を抱えており、民間公益団体や行政、企業の連携による解決が必要である。

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	122/200字
当法人は、社会課題の解決や新たな価値の創造につながる公益活動を広く支え、必要な資源の仲介を行い、社会を構成するすべての主体が公益を支える仕組みを構築することを通じて、まちを支える生態系を育むことを目的とする。（世田谷コミュニティ財団の定款より）	
(2)団体の概要・活動・業務	198/200字
当財団は、2018年4月に400人超の発起人・寄付者によって設立された都市型コミュニティ財団である。ミッションは「まちを支える生態系をつくる」。自分のまちを良くしたい「まちのチャレンジャー」と「それを応援するサポーター」を、お金と知恵とネットワークで支え、豊かなつながりとコミュニティをつくるのが役割である。まちの課題を自分事にすることを目標に、多くのボランティアの協力を得ながら活動している。☒	

Ⅱ.事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期						東京都・神奈川県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	実行団体並びに実行団体と連携する団体（以下実行団体等）が支援する以下のよう子ども・若者（24歳以下）とその家族（以下受益者という） ・ひとり親家庭・経済的困窮・虐待・不登校・ヤングケアラーなど困難な状態にある子ども・若者 ・不登校状況にある子ども・若者 ・児童養護施設出身者や困窮・困難を抱える若者 ・上記には当てはまらないが、何らかの支援が必要となるおそれのある子ども・若者					(人数)	実行団体 3 団体 困難を抱える子ども・若者 100人×3 団体×3 年=900人	

最終受益者	東京都・神奈川県内の以下の子ども・若者（24歳以下） ・ひとり親家庭・経済的困窮・虐待・不登校・ヤングケアラーなど困難な状態にある子ども・若者 ・不登校状況にある子ども・若者 ・児童養護施設出身者や困窮・困難を抱える若者	（人数）	約63万人 ■貧困状態の子ども・若者 ・東京都：33万人、神奈川県：22万人 24歳以下の人口に、子どもの貧困率全国11.5%（2021年厚生労働省）を乗じて算出 ■小中高の不登校（文部科学省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」） ・東京都：41,414人（小中34,199人+高7,215人）、神奈川県29,597人（24,631人+4,966人） ■社会的養育にある子ども・若者 計0.6万人 （こども家庭庁「都道府県社会的養育推進計画の取組状況」の「代替養育を必要とする子ども数」（2022年3月末） 東京都：4,054人、神奈川県：1,796人
事業概要	困窮家庭や不登校などの原因による体験の機会がない子ども・若者（以下受益者）に、地域の団体・企業と連携し、校外で行う休日の体験（自然体験、社会体験、文化体験）、放課後体験（スポーツや習い事）日常の生活体験（家庭内行事や季節行事など）などの多様な体験の機会を提供する。併せて地域で受益者を支援するためのネットワークづくりを推進する。 具体的には、助成事業を通じて実行団体が受益者に対する下記の事業を実施する。 ①企業・団体との連携による、さまざまな体験プログラムの掘り起こし（体験プログラムの企画・開発） ②受益者が体験プログラムにつながるための、子ども関係団体と連携した周知活動 ③体験プログラムの実施・提供（企業・団体と連携、もしくは実行団体自ら） ④必要に応じて受益者や保護者等への個別支援・フォロー ⑤地域で子ども・若者の問題に関わる団体や公的機関（行政や社会福祉協議会等）を含めた、受益者を支援する地域でのネットワーク（連絡会議等）の形成や「体験格差」の存在の地域への周知・啓発活動 ⑥実行団体の組織基盤強化 本事業は、2023年度当財団が試験的に実施した「体験格差の地域ネットワークづくり事業」（WAM助成）を発展させたもので、困窮家庭に加え不登校・社会養育等何らかの妨げにより体験機会がない子ども・若者へと支援対象者を拡大するとともに、同様のニーズがあると思われる世田谷区外の東京都・神奈川県をも対象地域とするものである。		
616/600字			

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	995/1000字
1 社会課題の妥当性：子ども・若者が将来豊かで幸福な人生を送るためには、幼少期から「好きなことを主体的にする」「多くの人との関わりを持つ」といった機会を得ることで非認知能力（自己肯定感、協調性、やりぬく力など）を高めることが不可欠である。しかし、多くの困窮家庭の子どもたちは経済的な理由により、多様な学習機会、文化・芸術活動、スポーツ、社会参加などの機会が不足している。全国の子どもの相対的貧困率は11.5%とされており、居住支援や就学支援等の公的支援の仕組みはあるが「体験格差」の支援には至っていない。また、不登校の子どもたちは学校から離れることで、文化的・社会的体験の機会が著しく制限されている。それによって、将来の選択肢の狭まり、社会性の発達の遅れ、学力格差の拡大にもつながり、ひいては経済的な格差や貧困の連鎖につながる。体験の機会提供は幼少期から就業時まで、子どもの個性や成長に応じて継続的に行う必要があるため、子どもをとりまく地域の協力関係の構築が不可欠であるが「体験格差」の重要性に対する社会の認識は十分ではなく、地域の協力体制は不足している。例えば2023年度WAM助成による当財団のアンケート調査では、「関心がある」と回答した人の82%は「特に何もしていない」と回答し、具体的なアクションにはつながっていない。周辺市区の社会福祉協議会や子どもの社会問題に取り組む団体等へのヒアリングでは、個人情報への壁によって困窮家庭の把握は難しく、体験を提供する活動団体・企業等と子どものマッチングは一体では限界があることが浮き上がっている。	
2 対象グループの妥当性：日常的に子どもに接し「体験格差」の重要性を実感している団体では資金や人的支援により地域の他団体とのネットワークの構築により課題への取り組みが可能となる。児童養護施設出身者の住居や自立支援問題など含め、成人年齢に達した後も引き続き連続して支援する必要があるため24才以下の若者も対象に設定する。また、保護者の安心感が子ども自身の安心感や成長への好影響を生むことから、子どもに接する時間的な余裕がなく、罪恶感を抱えている保護者に対する負担軽減の効果・波及性も念頭に置く。重要な関係者は困窮家庭や不登校児、児童養護施設出身者を支援する団体、またそれらを支援している地域の社会福祉協議会や行政の子ども・若者担当部署と考える。	

(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	161/200字
世田谷区では2002年に「世田谷区子ども条例」を定めるなど子ども・若者施策については先進的な取り組みを実施、2020年3月に子どもの貧困対策計画を策定し、子どもの貧困対策に着手し始めたが、体験格差までは網羅できていない。周辺市区でも子どもを対象とした活動の中で体験格差の課題は認識しているものの具体的な取り組み例は少ない。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	200/200字
困窮家庭に食料を配布する団体、不登校児の学びの場を運営する団体、フードバンクづくりを実施するコミュニティ食堂、児童養護施設出身者のシェアハウス運営団体への伴走支援や資金助成を実施。2023年度、WAM助成による「体験格差解消のための地域ネットワークづくり事業」を試行し課題の把握や区内団体・企業等との協力関係を構築。2024年度、体験プログラムを実施するとともに周辺市区の関係団体にヒアリングを実施。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	199/200字
本資金の活用で受益者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな活動が可能となる。この取り組みを通して担い手育成や関係機関との地域のネットワークを構築することで、表面化しにくい受益者に、より早く適切につながることができ、課題解決にむけた地域的な取り組み体制を構築することができる。また、活動の受け入れ先となる諸団体とのつながりや課題の所在に対する地域住民や企業等への社会的認知を向上することが可能となる。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
長期アウトカム（事業終了から10年後） 1 子ども・若者のウェルビーイングの向上と自己実現 ・経済状況や家庭環境、学校環境に関わらず、全ての子ども・若者が自己の可能性を最大限に引き出し、健やかに成長し、自分らしく生きていける社会の実現 ・多くの人が、多様な学びや体験を通じて、将来にわたる生きる力を育み、自己実現できる社会の実現 2 社会の包摂性の向上と格差の是正 ・教育格差や貧困の連鎖を断ち切り、誰もが等しく質の高い体験機会を享受できる、より公平でインクルーシブな社会の実現。 ・不登校経験がその後の人生の障壁とならず、多様な背景を持つ人々が社会に参画し、それぞれの居場所と役割を見つけられる共生社会の構築。 中期アウトカム（事業終了から5年後） 1 困窮家庭や不登校の子ども・若者 ・新たな知識・スキルの習得 ・成功体験により、多様な体験への関心や学習意欲の向上、知的好奇心の醸成、学び直しの機会確保。 ・多様な大人等との交流による社会性の向上、視野の拡大、信頼関係構築。 ・非認知能力・自己表現力・主体性の向上、選択肢の増加、将来への希望 ・ストレス軽減、孤立感の緩和。 2 困窮家庭や不登校の子ども・若者の保護者 ・体験機会やその他の情報やサポートをより多く得られる。 ・子どもの体験機会提供に対する不安や罪悪感がさらに減少。 3 地域社会 ・多様なステークホルダーのネットワークが構築され、連携・協働できる環境ができる。 ・地域住民が子ども・若者支援活動への関心を高め、体験プログラム等事業運営に参加する。 ・行政を中心に地域全体で、体験格差という社会課題の解決に取り組む機運が高まる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
①-1 体験プログラム企画・開発：実行団体が体験プログラムを提供する団体や企業との連携により、多様な体験プログラムを企画・開発され、受益者が多様な体験ができている。		提供された体験プログラムの種類（多様性） 新たな体験プログラムを提供する団体や企業	未実施 ただし、実験的に体験プログラムを実施したことのある実行団体の場合はその実績値		1 実行団体あたり年間 5 種類以上、10 回以上開催 新たな体験プログラムを提供する団体や企業が複数あること
②-1 情報提供・周知活動:実行団体が体験プログラムの情報を適宜発信することにより、体験プログラムに対象者や保護者が接しやすくなり、体験への意欲を持つようになる。		①プログラム情報の発信頻度（回数）・発信媒体（WEB・SNS・チラシ等）・配布枚数やPV等 ②情報到達最大数・常時到達可能数 ③体験への新規希望者数 ④受益者・参加者・保護者の情報アクセスに対する評価	未実施 ただし、実行団体が、団体全体としてのWEBサイトやアニュアルレポート、過去実施した別事業の実績値などがある場合はそれを初期値とする		①プログラムの実施回数と同数の対象者への呼びかけ数 ②連携先団体の把握している受益者数を情報到達最大数としてそのうちの50％に情報が到達していること ③新規の体験希望者がいること ④回答者の50％以上が内容の理解しやすさや手段などについて適切であると回答
③-1 体験プログラムの提供：実行団体が体験プログラムを提供する団体や企業とともに体験プログラムを実施することにより、対象者が体験プログラムに参加する機会を得て安心して活動を楽しめるようになる。		①体験プログラムの実施回数、参加者数・継続者数・リピート回数 ②個別プログラム内容に関する参加者の評価 ③プログラム参加までのフローに関する受益者・参加者の評価 ④交通費補助、送迎サービス、物品の貸与提供状況についての参加者の評価	未実施 ただし、実験的に体験プログラムを実施したことのある実行団体の場合はその実績値		①体験プログラムの実施回数10回/年（月1回程度）、体験プログラムへの参加者数300人（1団体・3年間）、うち1割程度が継続・リピートしている状態 ②－④については参加者の50％以上が満足・やや満足である状態
③-2 体験プログラムの提供：実行団体の実施する子どもの体験プログラムにより、保護者の不安や罪悪感が軽減される。		①個別プログラム内容に関する保護者の評価 ②プログラム参加までのフローに関する保護者の評価 ③交通費補助、送迎サービス、物品の貸与提供状況についての保護者の評価 ④プログラム参加後の保護者の感想	未実施 ただし、実験的に体験プログラムを実施したことのある実行団体の場合はその実績値		①－③保護者の50％以上が満足・やや満足である状態 ④子どもに対する負い目、不安感が軽減されている状態
④-1 参加支援・支援：体験プログラム参加のために、対象者や保護者が実行団体等から支援を得られ、より積極的に体験に参加させる意欲がわく。		①受益者・参加者がプログラムに参加するための支援の種類（交通費補助や同行等）、回数とその評価（提供フロー・質） ②受益者・参加者がプログラムに参加するための保護者への支援の種類（保育や送迎等）、回数とその評価（提供フロー・質）	未実施 ただし、実験的に体験プログラムを実施したことのある実行団体の場合はその実績値		保護者の50％以上が体験をさせやすくなったと感じている
④-2 参加支援・支援：体験プログラム以外にも、受益者や保護者が必要とする支援を実行団体等から得て、生活の質が向上している。		①体験プログラム以外にの個別相談や支援要請の件数・家庭数とその内容・種類 ②上記の相談・支援要請を解決するために実施した支援内容、紹介先団体・行政の部署名称	未実施 ただし、団体として個別相談や支援要請をすでに受けていたり、解決のための支援や紹介をすでに実施している実行団体の場合はその実績値		体験プログラム以外にの個別相談や支援を受けた受益者保護者の生活の質や満足度が向上している

⑤-1 地域への課題や取り組みの周知：実行団体の地域への情報発信により地域住民が、子ども・若者支援活動への関心が高まる。		①地域住民アンケート調査による認知・理解 ②地域関係者ヒアリング ③地元行政機関ヒアリング	未実施 ただし、実験的に体験プログラムを実施したことのある実行団体の場合はその実績値。なお、世田谷区内においては①について当財団にて世田谷区内で2023年度調査にて関心のある人52.1%		地域の50%以上が体験格差の重要性を認識し、そのうちの50%以上が何らかの協力をしたいと感じている
--	--	---	--	--	---

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
①-2 体験プログラム企画・開発：実行団体が体験プログラムを提供する団体や企業との連携による多様な体験プログラムを企画・開発を通じて、対象者のニーズに対応できる多様なプログラムを企画・開発・提供できるノウハウを蓄積している。		体験プログラムに関わった体験プログラムを提供する団体や企業の数とその多様性（団体属性等） 新たなプログラムの企画・開発やプログラムの改善が行われている。	未実施 ただし、実験的に体験プログラムを実施したことのある実行団体の場合はその実績値		体験プログラム提供団体・企業数3団体以上。提供団体には、企業だけでなく地域活動団体や非営利団体も含まれていること。 参加希望者が複数いるプログラムが3以上あること。 プログラムの改善がなされていること。
②-2 情報提供・周知活動:実行団体が体験プログラムの情報発信のルートを複数有している。		情報発信のために連携した対象者と接点のある子ども関連団体の種類と団体数	未実施 ただし、実験的に体験プログラムを実施したことのある実行団体の場合はその実績値		対象者と接点のある子ども関連団体のうち、3団体以上の団体との連携ができていること。
⑤-2 地域ネットワーク形成：実行団体の働きかけにより、地域に多様なステークホルダーのネットワークが構築されている。		①体験プログラム提供する連携団体・企業や、受益者との接点をもつ連携団体の種類と数 ②地域での連携企業・団体、行政・社会福祉協議会等の公益的機関と開催するネットワーク会議の参加メンバー・人数と開催回数	未実施 ただし、実験的に体験プログラムを実施したことのある実行団体や、他の事業ですでに連携先がある実行団体の場合はその実績値		①体験プログラム提供団体・企業数3団体以上、対象者と接点のある子ども関連団体1団体以上。 ②地域におけるネットワーク会議を1回/年以上開催し、出席者に、子どもの問題に関する地域の専門家や公益的機関の担当者がいること。
⑥-1 実行団体の組織基盤強化：人材と財政基盤を強化し、組織基盤強化ができています。（組織基盤強化）		①本事業に関わる実行団体の職員・ボランティアや、実行団体外の専門家・支援者などの協力者数とその種類 ②子どもの権利を含む事業推進に必要な職員・関係者研修の内容と実施回数、参加者数、参加者の評価 ③個人情報保護や危機管理等の内部規定の確立	未実施 ただし、実験的に体験プログラムを実施したことのある実行団体の場合はその実績値		①事業開始時よりも実行団体において1名以上の増員。実行団体以外の専門家・支援者については1名以上いること。 ②子どもの権利を含め、本事業実施に必要な研修を1回/年実施。事業関係者は出席すること。 ③個人情報保護や危機管理等の内部規定が策定されていること

⑥-2 実行団体の組織基盤強化：地域との信頼関係を構築し、事業の発信が受け入れられている。（環境整備）		①地域に対する課題周知、広報・啓発等活動の内容、回数とその成果の把握 ②地域の支援者等向けの情報交換会の開催（団体全体としての情報交換会の一部としや、他の対象との合同開催なども可。）	未実施 ただし、実験的に体験プログラムを実施したことのある実行団体の場合はその実績値。なお、世田谷区内においては①について当財団にて世田谷区内で2023年度調査にて関心のある人52.1%		①毎年、定期的に広報・啓発活動を実施している。 ②1回/年以上、地域の支援者むけの情報交換会を実施している。
⑥-3 実行団体の組織基盤強化：体験格差という社会課題についての行政担当部署の認知・理解が進む。（環境整備）		①地元行政担当部署における子ども・若者施策の情報把握 ②地元行政担当部署との定期的情報交換と信頼関係構築	事業開始時に地元行政担当部署へヒアリングし、初期値を把握。		①1回/年、地元行政の施策について情報を把握し、資料として整理する。 ②ネットワーク会議以外に1回/年以上、行政の担当部署と情報交換を実施する。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目		時期	
①-1-1 実行団体は、体験プログラムを提供する団体や企業を発掘し、あるいは既知の団体や企業とともに個別の体験プログラムについて企画・実施計画を立案・調整し、必要に応じて契約を締結する		1年目より通年実施	92/200字
①-1-2 実行団体は、体験プログラムを実施後、体験プログラムを提供する団体や企業と振り返りを実施し、プログラムの改善や新規プログラムの企画・開発を実施する。		2年目より通年実施	79/200字
②-1-2実行団体は、受益者につながる団体経由で、個別の体験プログラムの参加者募集の告知のためのツール（WEB,チラシ等）を作成し、受益者や保護者に発信・配布する。		1年目より通年実施	82/200字
②-1-2 実行団体は、個別の体験プログラムの参加者募集の告知のためのツール（WEB,チラシ等）を作成し、体験プログラム提供する連携団体・企業経由で受益者や保護者に発信・配布する。		1年目より通年実施	90/200字
②-1-3 実行団体は、個別の体験プログラムの参加者募集の告知のためのツール（WEB,チラシ等）を作成し、実行団体独自のルートで受益者や保護者に発信・配布する。		1年目より通年実施	80/200字
③-1-1 受益者は、実行団体が開催する個別の体験プログラムに申し込み、参加する。		1年目より通年実施	41/200字
③-1-2 実行団体は、体験プログラム実施終了後、プログラム内容について参加者アンケートを実施し、回収する。		個別の体験プログラム終了後都度実施	54/200字
③-1-3 実行団体は、個別の体験プログラムの参加者数・参加者アンケートを集計し、レポートを作成する。必要に応じて参加者の個別インタビューも行う		年1回実施。3年間実施	72/200字
③-2-1 実行団体は、体験プログラム実施終了後、保護者アンケートを実施し、回収する。		個別の体験プログラム終了後都度実施	43/200字
③-2-2 実行団体は、個別の体験プログラムの保護者アンケートを集計し、年次レポートを作成する。必要に応じて保護者の個別インタビューも行う		年1回実施。3年間実施	69/200字

④-1-1 実行団体は、個別の体験プログラム参加者募集時に、受益者が参加しやすいように、受益者とつながる団体と連携して必要な支援の手配を行う。（交通費支給、同行、保育など）	個別の体験プログラム募集時に都度実施	86/200字
④-1-2 実行団体は、個別の体験プログラム参加者に対して必要な支援を実施した場合、支援の方法や質について参加者と保護者の評価（アンケート又はヒアリング）を行う。	個別の体験プログラム参加の支援を実施した場合、都度実施	81/200字
④-1-3 実行団体は、個別の体験プログラム参加者に対して必要な支援を実施した内容とその評価についてアンケートやヒアリングを集計し、年次レポートを作成する。必要に応じて、参加者や保護者に個別インタビューも行う	年1回実施。3年間実施	104/200字
④-2-1 実行団体は、個別の体験プログラム以外に、受益者や保護者から相談や支援要請があった場合は、受益者・保護者とつながる団体と連携して必要な支援の手配を行う。（各種行政支援機関の紹介、同行など）	1年目より通年実施	99/200字
④-2-2 実行団体は、個別の体験プログラム以外に、受益者や保護者に対して必要な支援を実施した場合、その評価について参加者と保護者の評価（アンケート又はヒアリング）を行う。	個別の支援を実施した場合、都度実施	86/200字
④-2-3 実行団体は、個別の体験プログラム以外に、受益者や保護者に対して必要な支援を実施した内容とその評価についてアンケートやヒアリングを集計し、年次レポートを作成する。必要に応じて、参加者や保護者に個別インタビューも行う	年1回実施。3年間実施	112/200字
⑤-1-1 実行団体は、本事業の取り組みについて、実行団体のホームページ・SNSや、実行団体主催の各種イベント等で地域に広く発信する。	1年目より通年実施	66/200字
⑤-1-2 資金分配団体は、本事業の取り組みについて、実行団体の取り組みを取材し、資金分配団体のホームページ・SNSや、資金分配団体主催の各種イベント等、その他イベントへの参加や広報活動で社会全体に発信する。	1年目より通年実施	103/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
①-2-1 実行団体は、体験プログラムを提供する団体や企業を開拓する。	1年目より通年実施	34/200字
①-2-2 実行団体は、体験プログラムを提供する団体や企業に対して活動の主旨を周知する機会を設け、子ども・若者のスティグマや不利益が生じないようにする。	1年目より通年実施	76/200字
①-2-3 実行団体は、体験プログラムを提供する団体や企業に対して、活動の主旨に対する理解度や受け入れにあたっての課題や評価（アンケート又はヒアリング）を行う。	個別の支援終了後に実施	80/200字
①-2-4 実行団体は、体験プログラムを提供する団体や企業の意識変化や課題をまとめた年次レポートを作成する。	1年目より通年実施	54/200字
②-2-1 実行団体は、受益者とつながる団体と連携し体験プログラムの実施フローを整理し、受益者・保護者を対象とした情報発信計画を策定する。	1年目より通年実施	68/200字
②-2-3 実行団体は、受益者層につながる、体験の応募情報の発信先を確保する。実行団体自らの利用者等の連絡先の整理や、情報発信にかかる体験プログラムを提供する団体や企業との関係を構築する。	1年目より通年実施	94/200字
⑤-2-1 実行団体は定期的に、体験プログラムの提供団体・企業、受益者・保護者とつながる団体との情報共有を行う	四半期に1回情報交換や訪問。3年間実施	54/200字

⑤-2-2実行団体は、体験プログラムの提供団体・企業、受益者・保護者とつながる団体に、行政や社会福祉協議会、必要に応じて専門家も交え、地域ネットワーク会議を実施し、事業の情報共有、事業の方向性についての意見交換を実施する	年に1回開催、3年間実施	111/200字
⑤-2-3資金分配団体は、実行団体が開催する地域ネットワーク会議の実施を支援する。（会議内容企画、事前準備、振り返り等	年に1回開催、3年間実施	59/200字
⑤-2-4 資金分配団体は、子どもの体験格差や子ども・若者の支援に関する地域の認知度・関心度について実行団体の活動エリア毎に調査を実施し、比較・評価する。（インターネット、ヒアリング調査等）	年1回実施。3年間実施	95/200字
⑥-1-1実行団体は体験プログラムの実施に必要な、職員、ボランティアや、実行団体外の専門家・支援者などの協力者になりうる人材の開拓を行い、必要に応じて採用・契約を実施する	1年目より通年実施	85/200字
⑥-1-2実行団体は体験プログラムの実施に必要な、職員、ボランティアや、実行団体外の専門家・支援者などの協力者に対して、子どもの権利に関する知識も含め、必要な研修を実施する。実施後はその評価も行う。	年に1回開催、3年間実施	99/200字
⑥-1-3資金分配団体は、実行団体関係者に向けて、子どもの権利養護に関する研修や、実行団体同士の情報交換会・交流会を開催する。	2年目より、年に1回開催、2年間実施	63/200字
⑥-1-4資金分配団体は、実行団体のガバナンス・コンプライアンス体制強化を支援を実施する。（認証取得、規程類整備、総会・理事会開催支援）	1年目より通年実施	68/200字
⑥-1-5資金分配団体は、実行団体の事業計画策定や事業評価の支援を実施する	1年目より通年実施	37/200字
⑥-1-6資金分配団体は、実行団体のファンドレイジングの支援を実施する。	2年目より通年実施	36/200字
⑥-2-1 実行団体は、本事業並びに団体全体の広報計画を毎年立案し、計画通り発信するとともに、関係者からのフィードバックを受けている。	1年目より通年実施	67/200字
⑥-2-2 資金分配団体は、実行団体の広報活動を支援する。	1年目より通年実施	29/200字
⑥-2-3 資金分配団体は、実行団体の毎年の事業報告書・事業報告会の開催を支援する。	1年目より通年実施	42/200字
⑥-3-1実行団体は、定期的に事業対象地域行政の子ども・若者政策について情報収集を行い、資料として整理する。	1年目より通年実施	54/200字
⑥-3-2実行団体は、定期的に事業対象地域行政の子ども・若者担当部署へ出向き、情報交換を実施する。また必要に応じて、行政の事業化を働きかける。	1年目より通年実施	71/200字
⑥-3-3資金分配団体は、実行団体の地域行政の子ども・若者担当部署とのやりとりを支援する。（同行する、行政対象勉強会を実施する、等）	1年目より通年実施	66/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	今回、本事業で取り上げる社会課題についての、社会の認知・理解を浸透させていくよう、周知していく。当団体独自の人的ネットワークに基づく発信、ホームページやSNS、動画を活用した情報発信で既存寄付者層、潜在寄付者層に対する、本事業への認知・理解を浸透させることで、新たな寄付や支援活動が期待できる。また地域の行政や企業、社会福祉協議会とも連携して地域イベントでの発信にも務めていく。	189/200字
連携・対話戦略	PO以外に、休眠預金に関わる理事を複数置き、週例・月例で情報共有や事業に関する具体的な協議を行い、外部に対するアプローチを実施する。関係機関や支援者、潜在支援者層に対して、報告会等にて対話の機会を設ける。実行団体とは、担当POを中心に理事も関与する形で定期的な情報共有等を実施し、適切な支援を実施する。	151/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	今回の事業で得られた成果・知見を、行政や企業、地域社会に広く発信し、地域での連携や社会課題に対する関心の高さが、社会課題解決の第一歩であることが認知され、新たな社会資源の獲得を推進したい。事業をきっかけとした基金を設立し積極的なファンドレイジングをする体制を当財団内に構築していきたい。またPOの新規採用や、本事業に多くの理事が関与することで、組織内の人材育成・組織強化を図り、より持続可能な組織運営を目指したい。	207/400字
実行団体	小さな地域の課題といえども解決していくためには、実行団体が、社会課題の解決策の目線をあげ、持続可能な組織へ成長することが重要であることを理解し、他団体や行政・社会福祉協議会との連携や、他の地域の先行事例などの知見など、自組織に閉じることのないオープンかつガバナンスの効いた組織になるよう体制を強化していく。 事業についても、収益事業化も視野に入れながら、地域の企業・団体と連携しながら持続可能性を高めていく。将来的には自治体の子ども・若者支援施策の一つになるよう働きかけていく。	239/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	600/800字
当団体は多くの市民からの寄付により2018年に設立した民設民営のコミュニティ財団であり、助成事業の原資は市民の寄付であるため、審査・成果については、WEBやSNS、年に1回の報告会で広く周知に務めている。また助成事業のテーマについては地域性、そして時機に即した社会課題を鑑みて実施している。 2019年には設立記念助成として、世田谷の特徴である「都市における農」と地域住民との関わりをテーマにした助成事業「ココロマチ」を実施し、2団体に合計780,000円を助成した。この事業で助成した団体のうちの一つはその後特定非営利法人として法人化され現在も活動を継続している。同時期に実施した伴走支援型の事業指定プログラム「チア☆せた！（Cheer Up！Setagaya）」事業では、複数の子ども食堂をネットワークしフードバンクを営む団体を支援し、最終的にはクラウドファンディングを実施し、979,000円の寄付を獲得し助成した。 コロナ禍に見舞われた2020年、2021年は新型コロナウイルス感染症・対策支援基金「かけはし基金」を設立し寄付を募り、フードパントリー団体、不登校の子どもと親の団体、社会的養護を卒業した若者向けシェアハウスに対し、合計2,366,084円を助成した。 今後も、「都市の農と地域コミュニティ」「子どもの健やかな成長」「居場所づくり」の3つをテーマに事業を実施していく予定である。	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	807/800字
■2022年度 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンによる子どもの体験奨学金「ハロカル」事業との関わりにより、体験格差という社会課題を当財団内にて認知・理解し事業化を検討 ■2023年度 独立行政法人福祉医療機構・社会福祉振興助成事業として、「体験格差解消のための地域ネットワークづくり事業」（以下2023年度事業という）を世田谷区内にて実施した。 2023年度事業は今後の具体的取り組みに向けた体制を検討・構築することを目的としており、生活困難層の子ども（おおむね18歳まで）を対象として、経済的困窮が原因により生じる「子どもの体験格差」の解消に向けて、以下の3つを実施した。 https://scf.tokyo/wp-content/uploads/2024/06/scf-TaikenkakusaReport.pdf ①「子どもの体験格差」解消について行政・民間団体など関係者間で議論し、連携して展開するためのネットワークをつくること ・パイロット事業に関連する団体とのネットワークづくり ・報告会を通じた行政・福祉団体とのネットワークづくり ②「子どもの体験格差」解消のためのパイロット事業を実施すること ・7種類・14回 のべ82人参加の体験格差解消のための体験機会「わくわく体験プログラム」の実施 ③「子どもの体験格差」の背景となる生活困難層の子どもに対する区民への認知・理解・支援・関与を高めるための広報活動を実施すること ・世田谷区民を対象とした、体験格差に関するアンケートの実施と結果取りまとめ（社会的認知の低さを把握） ・区内大規模ショッピングセンターでのパネル展示等告知活動 ■2024年度 2023年度事業で連携した企業や体験先の協力で「わくわく体験プログラム」を実施 ■2024－2025年度 大田区、渋谷区、杉並区、狛江市、横浜市等の団体等にヒアリングを実施した。（継続中）	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3	
(2)実行団体のイメージ	①子どもとの接点のある地域活動団体 例：ひとり親や困窮世帯を支援する団体（子ども食堂・フードパントリー等）、社会的養護の必要な子ども・若者の支援を行う団体、子育て支援団体、不登校・引きこもりの子どもや親を支援する団体、子どもの居場所を運営する団体等 ②体験プログラムを継続的に提供可能な地域活動団体 例：自然保護や農業・里山に関する団体、学習支援団体、芸術、文化、スポーツ等の活動団体、プレーパークなどの遊びを促す団体	209/200字
(3)1実行団体当り助成金額	下記の全てに取り組む団体は1団体2,000万円＊1-2団体、④を除く5つに取り組む団体は1団体1,500万円＊1-2団体をそれぞれ上限とする。 ①企業・団体との連携による、さまざまな体験プログラムの掘り起こし ②体験プログラムの企画・提供（企業・団体と連携、もしくは実行団体自ら） ③受益者が体験プログラムにつながるための、子ども関係団体と連携した周知活動 ④必要に応じて受益者や保護者等への個別支援・フォロー ⑤地域で子ども・若者の問題に関わる団体や公的機関（行政や社会福祉協議会等）を含めた、受益者を支援する地域でのネットワーク（連絡会議等）の形成や「体験格差」の存在の地域への周知・啓発活動 ⑥実行団体の組織基盤強化	311/200字
(4)案件発掘の工夫	これまでの地域ネットワークやヒアリング先等を通じて、実行団体にふさわしいであろう団体へ直接または紹介により働きかける。また、ボランティアセンター等関係機関や行政のヒアリングなどで新たな団体を発掘することも合わせて行う。一般向けにウェブサイトやSNS、地域イベントへの参加により展示やチラシなどで告知も実施する。また関心ある団体向けに、事前に説明会および相談会を開催し、不明な点や疑問点の解消に努める。	200/200字

IX.事業実施体制

					243/300字	
(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等						
・実施体制・・・内部4名、外部（業務委託）3名 ・マネジメント体制・・・福永順彦代表理事（事業統括）、土肥真人理事（事業統括補佐）、事業補佐（業務委託）1名（元大手企業管理職） ・PO体制・・・PO主担（公募、実行団体の伴走支援、評価、精算、事務）新規採用職員1名（候補者2名と近日面談予定） ・経理体制・・・経理担当市川徹理事1名、会計作業（業務委託）1名、事務作業（業務委託）1名 ※このほか複数理事が月例会議で伴走予定 ・評価体制・・・外部評価専門家1名（現在、打診中）						
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定						
※資金分配団体用						
1		新規採用人数 (予定も含む)		1 名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)	
		既存PO人数		0 名		
					左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制					182/200字	
(4)コンソーシアム利用有無					なし	

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠	
事業期間		2025/10/01 ~ 2029/03/31		
資金分配団体	事業名	経済的困窮家庭や不登校などの子ども・若者の体験格差解消のための地域ネットワークづくり		
	団体名	一般財団法人世田谷コミュニティ財団		

		助成金
事業費		64,617,000
	実行団体への助成	55,000,000
	管理的経費	9,617,000
プログラムオフィサー関連経費		21,762,000
評価関連経費		5,980,000
	資金分配団体用	3,230,000
	実行団体用	2,750,000
合計		92,359,000

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	1,316,000	19,822,000	19,767,000	23,712,000	64,617,000
実行団体への助成		17,000,000	17,000,000	21,000,000	55,000,000
－					
管理的経費	1,316,000	2,822,000	2,767,000	2,712,000	9,617,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	2,732,000	6,350,000	6,350,000	6,330,000	21,762,000
プログラム・オフィサー人件費等	1,600,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	16,000,000
その他経費	1,132,000	1,550,000	1,550,000	1,530,000	5,762,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	155,000	1,325,000	1,325,000	3,175,000	5,980,000
資金分配団体用	155,000	475,000	475,000	2,125,000	3,230,000
実行団体用		850,000	850,000	1,050,000	2,750,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	4,203,000	27,497,000	27,442,000	33,217,000	92,359,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	1,700,000	97.4%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2025年度	100,000	内部留保	A:確定済	
2026年度	100,000	内部留保	B:内諾済	
2026年度	300,000	寄付金	D:計画段階	本事業用に基金を設立し、ファンドレイジング
2027年度	100,000	内部留保	B:内諾済	
2027年度	500,000	寄付金	D:計画段階	寄付キャンペーン実施
2028年度	100,000	内部留保	B:内諾済	
2028年度	500,000	寄付金	D:計画段階	寄付キャンペーン実施

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		一般財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			一般財団法人世田谷コミュニティ財団	
郵便番号			154-0023	
都道府県			東京都	
市区町村			世田谷区	
番地等			若林4-25-14 コーナー松陰ビル2F	
電話番号			03-4405-2022	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://scf.tokyo/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/scf.tokyo	
			https://twitter.com/scf_tokyo	
			https://note.com/scf2018/	
設立年月日			2018/04/23	
法人格取得年月日			2018/04/23	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	フクナガ ノブヒコ
	氏名	福永 順彦
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	15
理事・取締役数 [人]	9
評議員 [人]	4
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	
事務局体制の備考	常勤職員は事務局長で理事兼務。この他会計業務、総務業務のそれぞれ一部を外注している。

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	21
ボランティア人数(前年度実績) [人]	7
個人正会員 [人]	14
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	一般財団法人非営利組織評価センター/ベーシックガバナンスチェック/2023年度 https://jcne.or.jp/org/n2020e0308/

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	独立行政法人福祉医療機構の助成により、体験格差解消のためのパイロット事業を他団体と連携して実施。

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	経済的困窮家庭や不登校などの子ども・若者の体験格差解消のための地域ネットワークづくり
団体名:	一般財団法人世田谷コミュニティ財団
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款 評議員会運営規則	第22条 第4条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款 評議員会運営規則	第23条 第6条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第23条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款 評議員会運営規則	第24条 第5条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款 評議員会運営規則	第21条 第12条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款 評議員会運営規則	第27条 第13条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款 評議員会運営規則	第30条 第16条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款 評議員会運営規則	第27条2項 第13条4項	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第33条6項	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第33条7項	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第33条6項	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款 理事会運営規則	第33条7項 第4条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第33条6項	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款 理事会運営規則	第33条7項 第5条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款 理事会運営規則	第33条6項 第17条	
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第33条7項	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款 理事会運営規則	第33条6項 第14条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第33条7項	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款 理事の職務権限規程	第34条 第3条～第9条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款 監事監査規程	第34条7項、8項 第2条～第16条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	第19条、第37条 第4条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	第5条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条、第12条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	定款 倫理規程 理事会運営規則 審査会の審査委員委嘱等に関する細則	第38条(3) 第5条-第8条 第18条、第21条 第3条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款 倫理規程 理事会運営規則 審査会の審査委員委嘱等に関する細則	第38条(3) 第5条-第8条 第18条、第21条 第3条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条、第9条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条、第9条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護規程	第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第8条、第9条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第8条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第7条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第19条-第29条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第10条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第21条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第9条、第11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第22条、第25条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第16条-第19条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第42条-第48条